



佐賀県公報

平成16年
1月28日
(水曜日)
第12409号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

◎電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行事務取扱要綱

概要

(五八・地域・情報課)

一

公告

○佐賀県知事及びブリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント

(地域・情報課)

五

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(生活文化課)

五

○

(

六

○県営三瀬地区土地改良事業計画決定

(農村計画課)

六

○西川副干拓土地改良区営土地改良事業計画変更決定

(

六

○南川副干拓土地改良区営土地改良事業計画変更決定

(

六

○公共測量の実施

(監理課)

七

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課)

七

○ 告示

◎佐賀県告示第五十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行事務取扱要綱を次のように定める。

平成十六年一月二十八日

佐賀県知事 古川 康

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行事務取扱要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律

(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)の施行に関し、県が行う事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(電子証明書発行の申請書の様式)

第二条 法第三条第二項に規定する申請書は、様式第一号によるものとする。

(電子証明書失効の申請書の様式)

第三条 法第九条第二項において準用する法第三条第二項に規定する申請書は、

様式第二号によるものとする。

(利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出書の様式)

第四条 法第十条第二項において準用する法第三条第二項に規定する届出書は、

様式第二号によるものとする。

(身分証明書)

第五条 法第四十七条第二項に規定する証明書は、様式第三号によるものとする。

る。

附則

この告示は、平成十六年一月二十九日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

佐賀県知事 様

電子証明書新規発行/更新申請書

1 申請内容

申請内容	1. 新規発行 2. 更新
------	------------------

- 注 1 該当する番号に○を付けてください。
 2 更新の手続には、既存の電子証明書が格納されたICカードが必要です。既存ICカードを持参されていない場合には、先に既存の電子証明書の失効の手続をした後に、新規発行の手続をする必要があります。

2 申請者氏名等

住所					
氏名	ふりがな ()				
生年月日	年 月 日	男女の別	(男・女)	申請の年月日	年 月 日
申請者の連絡先	()				
代理人の氏名	()				
代理人の住所					
代理人の連絡先					

注 代理人を通じて申請する場合は、代理人の氏名、住所等も併せて記入してください。

3 代替対象文字の有無

代替対象文字の有無	(無・有)	常用している文字	(例 吉→吉)
-----------	-------	----------	---------

- 注 1 申請者の住所及び氏名のコンピュータ処理に際して、画面等に正確に表示されない文字(代替対象文字)がある場合は、有に○を付けてください。その場合には、その文字を常用されている文字に置き換える必要がありますので、常用されている文字を記入してください。
 2 よく分からない場合は、記入の必要はありません。

※事務処理記載欄

受付担当者		受付年月日	
		年 月 日	
通信の有無	破棄/職権失効の有無と回数	発行手数料額	
1. 無 2. 有 () 回	1. 無 2. 有 () 回	円	
無通信、破棄/職権失効及び発行手数料無料の理由			

様式第2号(第3条、第4条関係)

佐賀県知事 様

電子証明書失効申請/秘密鍵漏えい等届出書

1 申請/届出内容

申請/届出の事由	1. サービスの利用の自発的なとりやめ 2. 利用者の秘密鍵の漏えい等 〔例 ICカードの紛失・破損・盗難、パスワードの漏えい等〕	資料の有無	(無・有)
		シリアル番号	

- 注 1 申請/届出の事由について、該当する番号に○を付けてください。
 2 失効を希望する電子証明書のシリアル番号を確認できる資料(ICカード、電子証明書の写し等)がある場合は、有に○を付けてください。その場合は、そのシリアル番号をご記入ください。
 3 ICカードを持参されている場合は、窓口提出してください。

2 申請/届出者氏名等

住所								
氏名	ふりがな ()							
生年月日	年	月	日	男女の別 (男・女)	申請/届出の年月日	年	月	日
申請/届出者の連絡先	()							
代理人の氏名								
代理人の住所								
代理人の連絡先	()							

注 代理人を通じて申請/届出する場合は、代理人の氏名、住所等も併せて記入してください。

※事務処理記載欄

受付担当者	受付年月日
	年 月 日

様式第3号(第5条関係)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

生年月日

写 真

上記の者は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第47条第2項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

佐賀県知事

印

○ 公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく認証業務を行うに当たり、公的個人認証サービス佐賀県認証局が発行する自己署名証明書（以下「佐賀県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスブリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「ブリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフインガープリントを次のとおり公告する。

平成16年1月28日

佐賀県知事 古 川 康

1 佐賀県知事の自己署名証明書のフインガープリント
佐賀県知事の自己署名証明書に関し、下の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフインガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フインガープリント
SHA-1	959B 61ED 7E33 2217 5A9D ADB4 A718 DE17 1082 9BC5
MD5	1E91 33AA 9B1B 87C9 5385 F087 E43D B3E0

2 ブリッジ認証局の自己署名証明書のフインガープリント
ブリッジ認証局の自己署名証明書に関し、下の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフインガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フインガープリント
SHA-1	2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB
MD5	28ED E6FC 0762 B61E F61C 3E70 079A 0FD1

注 SHA-1又はMD5により算出したフインガープリントは、それぞれ、40桁又は32桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。
なお、フインガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年2月18日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年1月28日

佐賀県知事 古 川 康

1 申請のあった年月日
平成15年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人国際広場

(2) 代表者の氏名 百崎素弘

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市白山二丁目6番36号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、国際協力の一環として佐賀県民と外国人との交流を深めるため、佐賀県民の協力を得ながら外国人を核として文化交流事業を通じ、佐賀県民に対して、国際交流に関する事情を行い、佐賀県民の国際化及び地域の活性化等に寄与することを目的とする。

また、この法人は、佐賀県の市民活動の発展を図るため、市民活動を行

う者同士のネットワークを構築し、市民活動の環境整備、自治体と市民活動を行う者との関係の構築等についての事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年2月25日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年1月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 申請のあつた年月日
平成15年12月25日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人天山ものづくり塾

(2) 代表者の氏名 富永正樹

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県小城市小城町大字畑田1816番地10

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般県民を対象に、ものづくりの手を機械に委ねるのではなく、人間の手に取り戻し、結果を急ぐ事なくゴールに辿り着くまでの過程にもづくりの真価の力を置きプロセスの苦楽に正面から向き合いながら達成する喜びを分かち合い、共有することを基本理念に、文化・芸術に係る多彩な事業を行い地域文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地

改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備）三瀬地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月28日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（中山間地域総合整備（ほ場整備）三瀬地区の計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月29日から平成16年2月26日まで

3 縦覧の場所

三瀬村役場

佐賀郡川副町大字小々森2605番地 西川副干拓土地改良区理事長 中島義信から認可申請の西川副干拓土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月28日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

西川副干拓土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し

2

縦覧の期間

平成16年1月29日から平成16年2月26日まで

3 縦覧の場所

川副町役場

<p>佐賀郡川副町大字犬井道1627番地 南川副干拓土地改良区理事長 田中清四郎から認可申請の南川副干拓土地改良区営土地改良事業(維持管理)の計画変更については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成16年1月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 南川副干拓土地改良区営土地改良事業(維持管理)の変更後の計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成16年1月29日から平成16年2月26日まで</p> <p>3 縦覧の場所 川副町役場</p> <hr/> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。</p> <p>平成16年1月28日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 公共測量(平成15年度地盤沈下測量調査一級水準測量事業)</p> <p>2 作業期間 平成16年1月8日から平成16年3月19日まで</p> <p>3 作業地域 佐賀郡諸富町</p> <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事を次のとおり公告します。</p> <p>平成16年1月28日</p>	<p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 唐津市和多田西山4425番から4427番まで</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 佐賀市栄町2番1号 佐賀県経済農業協同組合連合会</p>
---	--

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年一月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)